

令和2年度

熱海市公営企業会計
資金不足比率
審査意見書

熱海市監査委員

熱 監 第 8 号

令和 3 年 8 月 18 日

熱海市長 齊 藤 栄 様

熱海市監査委員 山 田 義 廣

熱海市監査委員 杉 山 利 勝

令和 2 年度熱海市公営企業会計資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 2 年度公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり審査意見書を提出します。

第1 審査の基準

熱海市監査基準（令和2年熱海市監査委員告示第1号）に準拠

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定による審査

第3 審査の対象

公営企業（法適用）

令和2年度 熱海市水道事業会計資金不足比率

令和2年度 熱海市下水道事業会計資金不足比率

令和2年度 熱海市温泉事業会計資金不足比率

第4 審査の期間

令和3年8月12日から同年8月18日まで

第5 審査の着眼点及び実施内容

審査に当たっては、市長から審査に付された令和2年度の公営企業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか等を主眼として実施した。

第6 審査の結果

審査に付された下記事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資 金 不 足 比 率			
区 分	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0%
下水道事業会計	—	—	20.0%
温泉事業会計	—	—	20.0%

*資金不足額はなく、資金不足比率は算定されないため「—」で表示している。

第7 意見

各会計ともに資金不足額はなく、資金不足比率は算定されなかった。今後も資金収支に留意し、健全財政の堅持に努められたい。